

# 施設園芸支援事業

## 事業目的

この事業は、原油価格高騰による灯油等の燃料価格の上昇が施設園芸農家に深刻な影響を及ぼしていることから、これらを緩和する措置として、園芸施設(ハウス等)で使用する加温用灯油に対して支援を行います。

## 事業概要

### ・補助対象者

以下の(1)から(3)すべての要件を満たすもの

- (1)五泉市内在住者であること
- (2)園芸施設(ハウス等)で加温を行い、いちご、さといも、キノコ類、切り花、花木などを生産し、かつ出荷・販売している農業者(法人含む)であること
- (3)市税等の未納がないこと

### ・補助対象経費

令和5年10月～令和6年2月の間に園芸施設(ハウス等)で使用するため購入した灯油等の燃料費  
※令和6年2月29日までに購入し、令和6年3月11日までに支払済みの燃料費が対象となります。

### ・補助する金額

市が定める基準単価×期間内の購入量×1/2 ※千円未満切り捨て(上限125,000円)

### ・申請期限

・交付申請:令和5年10月31日(火)まで【1次〆切】※左記以降も随時受付いたします。  
添付書類…燃料を使用する園芸施設(ハウス等)の位置図

※申請書は市のホームページまたは農林課でお受け取り下さい。

※令和5年10月31日までに申請があった場合、令和5年10月1日購入分から補助対象となります。

### ・実績報告書締切

・実績報告:令和6年3月12日(火)まで【厳守】

添付書類…施設園芸に使用するために購入した灯油の領収書の写し

- ・**購入数量がわかる領収書の写しを提出してください。**
- ・添付する領収書は、補助対象となる園芸施設(ハウス等)及び品目へ使用するために購入したことが明確にわかる必要があります。  
(家庭用は対象外となります。領収書は家庭用と業務用を必ず分けてください。)

※実績報告書は後日申請者へ郵送します。

## その他

### ・注意

・**交付決定前及び令和6年3月1日以降に購入した燃料は、対象外となります。**  
必ず、補助対象期間内の領収書をご用意ください。

不明な点や申請書類等については、農林課農産係(TEL43-3911内線251・253)へお問合せください。